第12回三重県景観審議会 報告事項

平成31年2月5日(火) 三重県 県土整備部 都市政策課

報告事項

- 三重県景観計画に基づく取組について
- (1)本県の景観行政の状況
- (2)10年間の主な取組
 - ①景観まちづくりプロジェクト事業
 - ②広域景観づくり
 - ③視点場
 - ④景観法による規制誘導
- (3)その他
 - •市町の取組
 - •他部局の取組

(1)本県の景観行政の状況

景観行政の変遷

平成16年6月 景観法 公布

平成18年~ 9市が景観行政団体へ移行、併せて景観計画策定

伊賀市(平成18年)、四日市市、松阪市(平成19年)、伊勢市(平成20年)、

鈴鹿市(平成21年)、桑名市、亀山市(平成22年)、志摩市(平成24年)、

津市(平成25年)

平成19年10月 三重県景観づくり条例 公布

平成20年 4月 三重県景観計画 施行

平成27年 4月 熊野川流域景観計画 施行

平成29年 1月 三重県景観計画・熊野川流域景観計画一部変更

(届出対象行為に太陽光発電施設を追加・4月施行)

全国の状況(平成29年3月時点)

- -景観行政団体数 698団体(45都道府県、653市区町村)
- -景観計画策定団体数 583団体(20都道府県、518市区町村)

東海4県の状況(平成30年3月時点)

	景観計画	条例	景観行政団体 移行市町村数	景観計画策定 市町村数
愛知県	_	美しい愛知づくり条例 (届出制度なし)	16(29%)	9
岐阜県	_	岐阜県景観基本条例 (届出制度なし)	24(57%)	17
静岡県	_	_	28(80%)	22
三重県	三重県景観計画	三重県景観づくり条例 (届出制度あり)	9(31%)	9

(2) 10年間の主な取組

①景観まちづくりプロジェクト事業

景観まちづくりプロジェクト事業

地域住民と市町との協働により、地域の資源を活かしたまちづくりに取り組もうとしている地域において、県有施設における修景整備等のハード整備を 実施することで、地域のまちづくりを支援するため、平成19年度から事業 を実施しました。





現地調査





計画案の整理

8つの事業箇所

- ①外宮前地区 (伊勢市)
- ②丹生地区(多気町)
- ③女鬼峠地区(多気町)
- ④斎宮地区(明和町)
- ⑤上多気地区(津市)
- ⑥美旗地区(名張市)
- ⑦三木里地区(尾鷲市)
- ⑧木本地区(熊野市)



伊勢街道 (斎宮地区) の事例









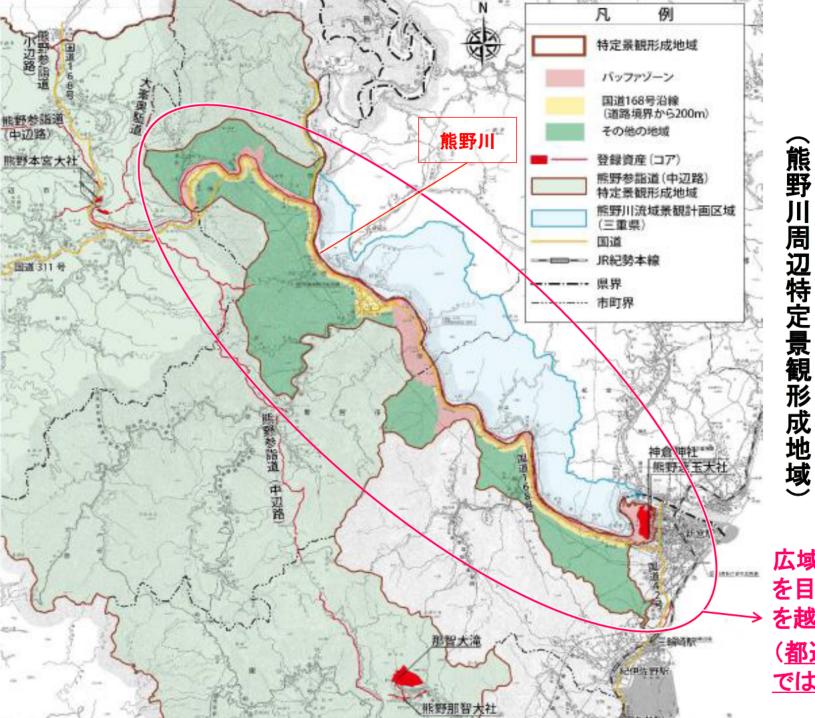
成果



②広域景観づくり

世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産





和歌 山県景観計 画

広域景観の保全 を目的とした県境 を越えた取組。

(都道府県レベル では全国初)

熊野川流域景観計画の特徴

①世界遺産を有する地域にふさわしい景観づくり

- ・景観法に基づく届出制度の活用による良好な景観への誘導
- 文化的景観を共有する<u>和歌山県との連携</u>

②災害に対する復旧・復興への備え

- ・熊野川流域における景観資源の景観計画への明記
- 景観資源がもつ重要性の発信、共有

③「景観づくり」による地域活性化の後押し

・地域の活性化に向けた取組を景観づくりの視点から補完・支援

3視点場

視点場とは・・・景色を眺めることができる場所

三重県景観計画では、<mark>視点場</mark>からの、眺望を保全していくため、三重県景観計画の景観形成基準において違和感のある形態意匠や色の建築物等、眺望の妨げるものを設置しないなど、<u>眺望景観の保全に配慮するよう誘導していくこととしている。</u>



主要な視点場

主要な視点場の一例

菰野富士(菰野町)



カモメの散歩道(鳥羽市)



宮リバー度会パーク(度会町)



南海展望台(南伊勢町)



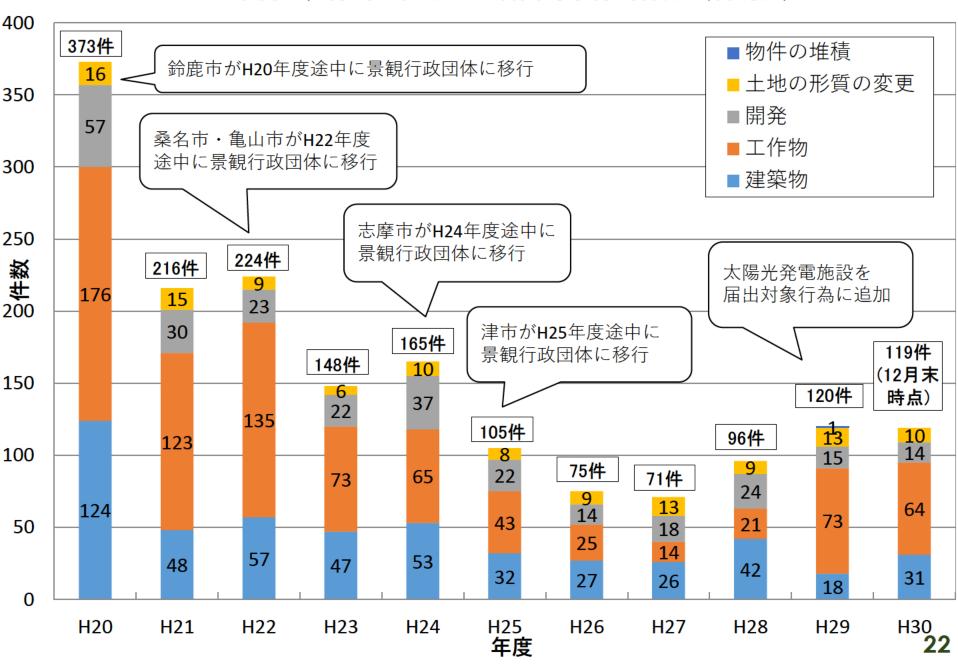
④景観法による規制誘導

届出対象行為と対象規模

届出対象行為									
対象行為	改 新 た	撃物の新築、増築、 収築若しくは移転、外 見を変更することと なる修繕若しくは模 様替又は色彩の変更	②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しく は模様替又は色彩の変更	③開発行為、土地の 開墾その他の土 地の形質の変更	⑤屋外に おける 物件の 堆積				
対象規模	※1	高さ 13m超 又は 建築面積 1,000㎡超	 煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等:高さ 13m 超 電線路用の鉄塔等:高さ 30m 超 擁壁等:高さ 5m 超かつ長さ 10m 超 アスフルグラント等、自動車車庫等、処理施設等:高さ 13m 超又は築造面積 1,000 m 超 太陽光発電施設:高さ 13m 超又は太陽電池段) 1-1/(太陽光パ 初)の合計面積 1,000 m が 1-1/(太陽光パ 初)の合計面積 1,000 m 超 	行為に係る土地の 面積 3,000 mi超 又は 行為に伴い生じる 擁壁・法面が高さ 5m 超かつ長さ 10m 超	行為に係る 土地の面積 3,000 mi超 又は 高さ 5m 超				
	% 2	全ての行為							

景観形成基準 景観に影響を与えることが予想される行為が周辺の景観と調和したものとなるよう定めた基準

年度別、行為の種類別 届出対象行為件数 (新規分)



(3) その他

市町の取組

●<u>景観重要建造物 4件</u>

「佐佐木信綱生家主屋」(鈴鹿市)

「原田二郎旧宅」(松阪市)

「旧亀山城多門櫓」(亀山市)

「明覚寺」 (伊賀市)

おはらい町 (伊勢市)

- ●<u>景観重要樹木 1件</u> 「長太の大楠」(鈴鹿市)
- ●<u>景観地区 1地区</u> 「内宮おはらい町地区」(伊勢市) 関宿のまちなみ (亀山市)
- ●<u>重要伝統的建造物群保存地区(文化財保護法) 1地区</u>「亀山市関宿」
- ●歴史的風致維持向上計画(歴史まちづくり法) 3件 亀山市、明和町、伊賀市



他部局の取組

国立公園満喫プロジェクト 「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」





展望デッキ(尾鷲ひのき使用)

横山天空カフェテラス